平成１８年（排）第１２号

排　除　命　令　書

東京都北区王子五丁目５番１号
株式会社なとり
同代表者　代表取締役　名　取　三　郎

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

1　株式会社なとりは，取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１５年４月ころ以降行っている，当該食品のりの原材料として養殖ののりを用いているにもかかわらず，あたかも，岩礁等に自生する岩のりを用いているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

2　株式会社なとりは，今後，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）又はこれと同種の食品のりの取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社なとりは，今後，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り）又はこれと同種の食品のりの取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品のりの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社なとりは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社なとり（以下「なとり」という。）は，肩書地に本店を置き，食品の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) なとりは，平成１５年４月ころ以降，「両班岩海苔」と称する食品のり（８切８枚２袋入り。以下「両班岩海苔」という。）を，取引先の販売業者を通じて一般消費者に販売している。

(2) 前記(1)の食品のりは，大韓民国に所在する事業者が製造し，なとりが輸入業者等から仕入れているものであり，味付け加工したのりの小片が８枚ずつ２つの小袋に詰められた上で，当該小袋２袋が包装袋（以下「外装袋」という。）に詰められているものであって，当該外装袋には販売者としてなとりの名称が記載されている。

3　岩のりは，岩礁等に自生するのりであり，採取量が極めて僅少であることから，希少価値があり，一般的に，養殖ののりと比較して高級感があるものとして認識されている。

4　なとりは，両班岩海苔の外装袋（別添写し）の前面に「韓国直輸入味付海苔　両班岩海苔」，「ヤンバン岩のり」，「岩のりとゴマ油の香り高い風味。」と記載することにより，あたかも当該食品のりの原材料として岩のりが用いられているかのように表示しているが，実際には，原材料として岩のりは用いられておらず，養殖ののりが用いられているものである。

5　本件について，当委員会が調査を開始したところ，なとりは，平成１８年１月１５日ころ以降，両班岩海苔の出荷を取りやめている。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，なとりは，食品のりの内容について，不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成１５年法律第４５号）附則第１条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり，かかる行為は，同施行の日前に

係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第２条の規定により，改正前の景品表示法第４条第１号の規定に，また，同施行の日以後に係る表示にあっては，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，同施行の日以後に係る表示について改正後の規定を適用することとする同法附則第２条の規定により，景品表示法第４条第１項第１号の規定に，それぞれ違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年3月２３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

別添写し

外装袋　前面



外装袋　裏面

